

国住指 第1092号  
平成30年6月19日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 学校における既設の塀の安全対策について

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震により塀が倒壊し、2人の犠牲者が出たことについては誠に遺憾です。

この地震による被害を受け、内閣総理大臣より、災害発生時の学校の安全確保について指示があったことを踏まえ、学校設置者において、学校の安全点検について行うこととしておりますので、下記のとおり取り組み方宜しくお願いします。

なお、文部科学省から教育部局には別紙のとおり通知されているので参考までに送付します。  
貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくお願いします。

### 記

塀の安全点検については、学校設置者において、対象となる学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀を対象に行うこととしており、教育部局等と情報共有を図るとともに、連携して取り組むこと。

① 対象となる学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

② 点検の方法

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき実施すること。

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。